

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第七十九号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十一条の五第一項第一号中「第三号」を「次号」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第二項中「第一号又は第二号に掲げる職員のうち第三号に掲げる職員でもあるものについては、第一号又は第二号に掲げる額及び第三号」を「当該各号のいずれにも該当する職員にあつては、当該各号」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「前項第三号」を「前項第二号」に、「第一号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

(職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項中「相当する額」の下に「から、平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の一を乗じて得た額(その額が五千円を超える場合にあつては、五千円)を減じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の二を乗じて得た額(その額が一万円を超える場合にあつては、一万円)を減じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を、同年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間においては当該差額に相当する額に四分の三を乗じて得た額(その額が一万五千円を超える場合にあつては、一万五千円)を減じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加える。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。